

事務連絡
令和5年5月11日

全国博物館関係団体 御中

文化庁企画調整課博物館振興室

令和5年5月8日以降の学芸員養成課程に係る博物館実習の
実施について

日頃から博物館行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、関係各国公私立大学及び各都道府県教育委員会教育長・各指定都市教育委員会教育長・各都道府県知事・各指定都市市長に博物館実習について、十分な感染対策を講じた上で実施していただくよう周知しておりますので、御承知おきください。

本件につきまして、貴団体の会員園館へ広く周知いただきますよう、お願いいたします。

(本件担当)

文化庁企画調整課博物館振興室
博物館人材養成係

TEL 03-5253-4111 (内線 4772)

E-mail museum@mext.go.jp

関係各国公私立大学長 殿

文化庁企画調整課

博物館振興室長 高井 絢
(公印省略)

令和5年5月8日以降の学芸員養成課程に係る博物館実習の実施について（通知）

令和5年5月8日以降の基本的な感染対策については、政府としては一律に求めることはせず、個人や事業者において自主的な感染対策に取り組んでいただくことになりました。学芸員養成課程を置く各国公私立大学（以下「大学」という。）におかれては、「令和5年5月8日以降の大学等における新型コロナウイルス感染症対策について（周知）」（令和5年4月28日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡）等を踏まえ、引き続き、学生を受け入れる登録博物館又は博物館指定施設（大学においてこれに準ずると認められた施設を含む）（以下「博物館」という。）との連携・協力を図り、大学において適切に博物館実習を実施していただくようお願いいたします。

記

1 博物館実習の実施の際の留意事項

「博物館実習ガイドライン」（文部科学省2009（平成21）年4月）を参考とするとともに、特に館園実習（以下「実習」という。）に当たっては、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケット等、実習に支障が生じさせることなく両立が可能な対策については継続して実施することが望ましい。博物館との密接な連携を図り、実習の内容・方法を協議して、時々の感染状況に応じて適切な感染症対策を講じた上で実施すること。

2 学生への事前指導

- （1）学生それぞれにおいて、自己の健康管理に十分留意し、自主的な感染対策に取り組むよう指導すること。実習中は、これに加えて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策については継続して実施することが望ましい。なお、マスクの着用は求めないことを基本とする。
- （2）実習中は受入先である博物館の指示に従うことや、発熱等の風邪症状やその他体調不良がみられる場合には、博物館と相談の上、自宅で休養することを学生に指導すること。

3 実習中の留意事項

学生の感染が判明した場合や、地域の感染拡大の状況等により、機動的な対応を行うことが考えられる場合などにおいては、大学、博物館、学生が速やかに連絡を取り合うことができるよう連絡体制を構築すること。

4 実習後の留意事項

(1) 実習中の状況により、十分に実施できなかった内容があった場合には、大学は事後指導等において、補足的な内容の授業等を行うこと。

(2) 実習後に学生の感染が判明した場合、大学は博物館に速やかに連絡するとともに、「令和5年5月8日以降の大学等における新型コロナウイルス感染症対策について（周知）」（令和5年4月28日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡）等を踏まえ、適切な対応を行うこと。

(参考資料)

- 「博物館実習ガイドライン」（文部科学省 2009（平成 21）年 4 月）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/014/toushin/_icsFiles/afieldfile/2009/06/15/1270180_01_1.pdf
- 「令和5年5月8日以降の大学等における新型コロナウイルス感染症対策について（周知）」（令和5年4月28日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡）
https://www.mext.go.jp/content/20230428-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf
- 「新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う博物館における感染予防の基本的方針」（令和5年5月8日付け公益財団法人日本博物館協会）
https://www.j-muse.or.jp/02program/pdf/corona_kihonhoshin_20230508.pdf

(本件担当)

文化庁企画調整課博物館振興室

博物館人材養成係

TEL 03-5253-4111（内線 4772）

E-mail museum@mext.go.jp

5 文企調第12号
令和5年5月11日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
殿

文化庁企画調整課

博物館振興室長 高井 絢
(公印省略)

令和5年5月8日以降の学芸員養成課程に係る博物館実習の実施について（通知）

この度、令和5年度に博物館に関する科目を開設している各国公私立大学に対し、別添のとおり博物館実習の実施について通知いたしました。

博物館実習のうち、特に館園実習（以下「実習」という。）は、これまで実習生が学んできた内容を現場で実際に経験することで、博物館の理念や設置目的、業務の流れ等に対する理解を深めると同時に、博物館資料の取扱や教育普及活動、来館者対応等実務の一端を担うことにより、学芸員としての責任感や社会意識、博物館で働く心構えの涵養につながるものであり、学芸員養成に当たっては必須の単位となっております。

博物館実習は、質の高い学芸員を養成する上で非常に重要な課程となりますので、時々の感染状況に応じて実習の実施に御協力いただくようお願いいたします。

また、本件について、貴所管の公立・私立博物館（博物館相当施設及び博物館類似施設を含む。）に広く周知いただきますようお願いいたします。

(本件担当)

文化庁企画調整課博物館振興室
博物館人材養成係

TEL 03-5253-4111 (内線 4772)

E-mail museum@mext.go.jp